

第 13 回代議員会会議資料

2022 年 11 月 15 日(火)

午後 7 時 00 分～

鹿児島商工会議所ビル 4 階 第1会議室

(鹿児島市東千石町 1-38)

鹿児島県病院企業年金基金

【基金HP ID: usrkikin PW: bikikn2288】

第 13 回 代議員会次第

1 開 会

2 理事長 挨拶

3 議 題

(議決事項)

議案第1号 制度変更(資格喪失年齢引上げ、予定利率引下げ他)について

議案第2号 他制度掛金相当額の新設に伴う規約変更について

議案第3号 年金資産の運用に関する基本方針他の一部変更について

4 そ の 他

5 閉 会

代議員会の議決事項は、確定給付企業年金法第 19 条第 1 項で議決が必要な事項は、**(1)規約の変更**、(2)毎事業年度の予算、(3)毎事業年度の事業報告及び決算、(4)その他規約で定める事項、と定められています。

今回の代議員会では、制度変更に伴う規約の変更他についてご審議、議決いただきます。

(議決事項)

議案第1号 制度変更（資格喪失年齢引上げ、予定利率引下げ他）について

今回の制度変更は大きく分けて以下の2つの項目からなります。

- (1) 資格喪失年齢を現行の65歳から70歳に引き上げ、年金支給開始年齢も同様に70歳に引き上げます。
- (2) 予定利率、及び計算上の指標利率・再評価率を、現行の2.0%から0.0%に引き下げます。

資格喪失年齢、年金支給開始年齢の引き上げ

日本の平均寿命が延伸し(2019年で男性81.41歳、女性87.45歳)、人生100年時代が到来しようとするなかで、高齢期の長期化に伴い老後の資産が枯渇するリスクを軽減するため、事業主には従業員の老後資産形成に対する支援が求められ、2021年4月からは、「70歳までの就業機会確保措置」の努力義務化が施行されました。

当基金でも65歳以降も継続して勤務されるケースが出てきていますが、現在の資格喪失年齢は65歳なので、基金は脱退しなければなりません。

時代の要請に応えるべく、資格喪失年齢を現行の65歳から70歳に引き上げ、同時に年金支給開始年齢も70歳に変更するものです。

年金支給開始年齢が70歳になっても、「加入者期間が10年以上である加入者が、60歳に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。」としておりますので、実態は変わらず、65歳以降も引き続き勤務される方は、厚生年金保険の被保険者である限り、70歳まで基金の加入者でいられることになり、ご退職時には退職までの加入者期間に応じた年金が支給されます。

【規約変更案】(支給要件及び支給の方法)

第57条 加入者期間が10年以上である加入者又は加入者であった者が、70歳(60歳に達したときに加入者でない者にあつては、60歳)に達したときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。

2 前項の場合のほか、加入者期間が10年以上である加入者が、60歳に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。ただし、加入者の資格を喪失した後引き続き加入者となった者については、この限りでない。

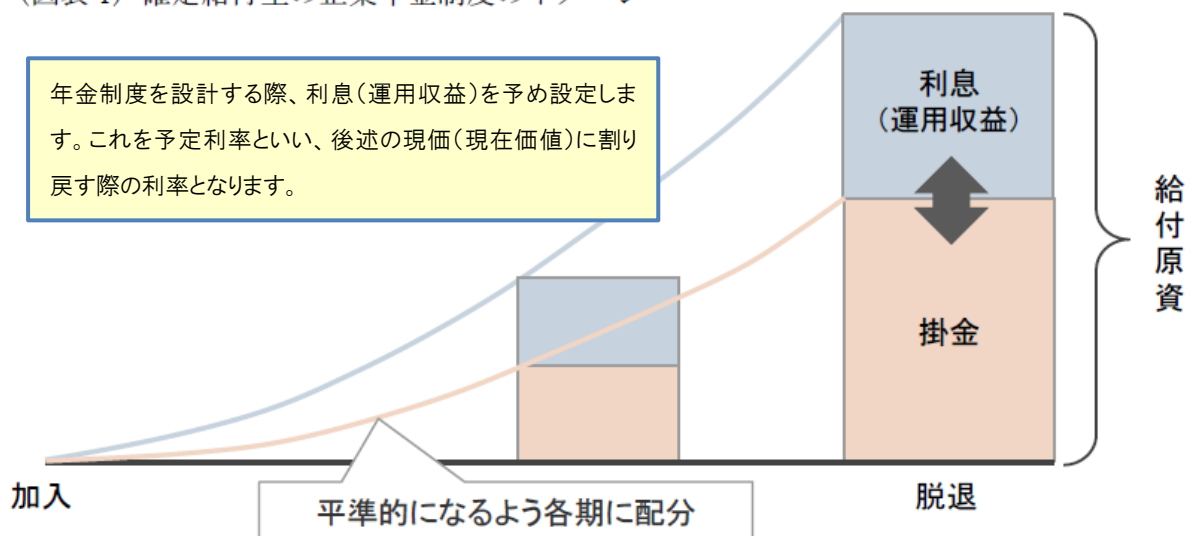
予定利率、及び計算上の指標利率・再評価率の引き下げ

- 予定利率をご理解いただくために、年金制度の基本について若干解説します。

(1) 収支相等の原則

基金の目的は規約に定められた給付を確実に行うことです。そのために、給付(支出)と、掛金+利息(収入)は等しくなければなりません。これを「収支相等の原則」といい、年金制度の基本原則となっています。

(図表1) 確定給付型の企業年金制度のイメージ

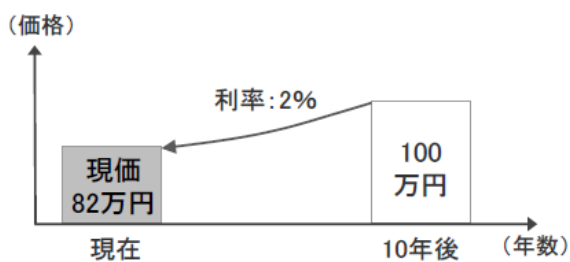


(2) 現価

年金制度は将来にわたって継続するので、支出も収入も将来にわたって発生します。この発生時点の異なる金額の評価時点を現在に揃えるために使われるのが「現価(現在価値)」です。

年金制度における実際の収支相等とは「支出総額の現価」＝「収入総額の現価」という関係が成り立つことを言います。

(図表2) 現価の考え方



10年後の100万円の現在価値(現価)

$$\begin{aligned}
 &= 100\text{万円} \div (1.02) \div \dots \div (1.02) \\
 &= 100\text{万円} \div (1.02)^{10} \\
 &= 82.0\text{万円}
 \end{aligned}$$

(図表3) 利率と期間が現価に与える影響

(単位: 万円)

利率	現価			
	5年後100	10年後100	20年後100	40年後100
2.0%	90.6	82.0	67.3	45.3
3.0%	86.3	74.4	55.4	30.7
4.0%	82.2	67.6	45.6	20.8
5.0%	76.5	58.5	34.3	11.7

現在価値に割り戻す際の利率を「予定利率」と言います。

例えば、予定利率が2.0%のケースで、10年後に100万円を給付するには現時点で82万円を用意すれば良いということになります。

予定利率が大きくなれば、図表1の「利息(運用収益)」部分の面積が大きくなり、掛金の面積が小さくなります。安い掛金で年金制度が運営できて一見良さそうですが、実際の運用実績が予定利率を下回ると、「支出」>「収入」となり収支相等の原則が崩れます。これを是正するために掛金の追加が求められるので、予定利率の設定の際は、運用環境や基金の成熟度等を考慮する必要があります。

● 当基金の過去の取り組みについて簡単に振り返ります。

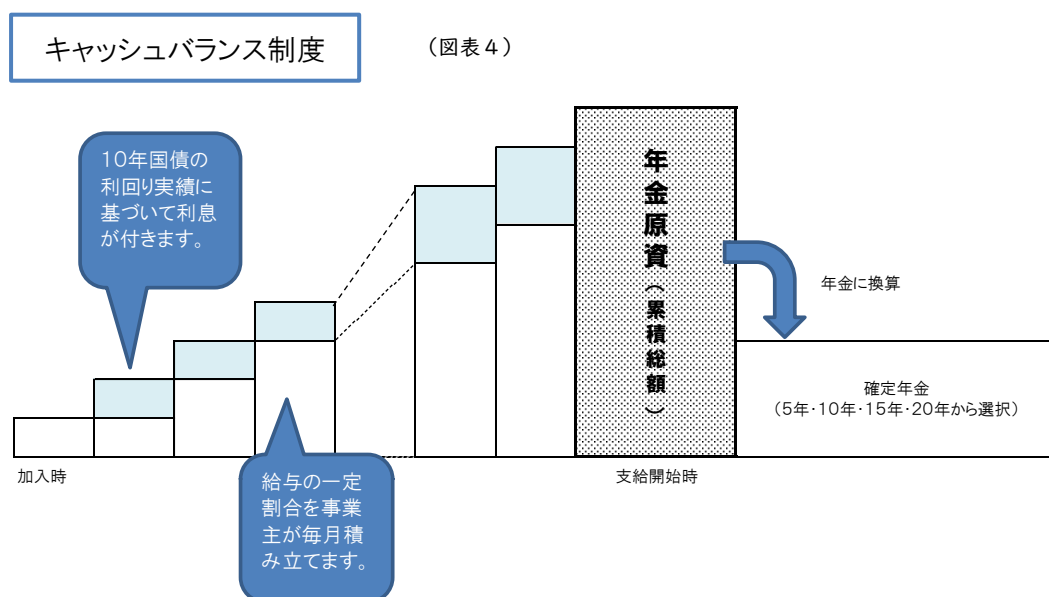
(1) キャッシュバランス制度の導入

1987年(昭和62年)に設立された当基金の前身である「鹿児島県病院厚生年金基金」は、2000年代に入り長期間にわたる日本経済の低迷、3年連続のマイナス運用により大きなダメージを受け、将来の年金制度存続の危機に見舞われました。

当時の予定利率は5.5%でしたので、仮に運用実績が▲0.5%だとすると6.0%の不足が生じます。年金資産が100億円だとすると、1年間に6億円の不足金が発生し、これが3年続くと不足金は18億円に膨れ上がる計算になります。

「鹿児島県病院厚生年金基金」では、基金財政改革を図るべく2004年(平成16年)4月1日付で以下の制度変更を実施しました。

- ① 予定利率を5.5%から2.0%に引き下げ、単年度の不足金が出にくい体制を作り、運用リスクの低減を図りました。
- ② キャッシュバランス制度を導入し、従来5.5%で計算されていた利息を、市場実績(国債利回り)に連動する指標利率に置き換えることで、将来にわたる財政の安定化を図りました。



(2) 総合型基金の予定利率の分布

(図表5) 総合基金の加算部分予定利率の分布

(企業年金連合会「平成20年企業年金実態調査」より)

予定利率	基金数		
2.0%未満	1	0.2%	
2.0%以上～2.5%未満	10	2.3%	7.0%
2.5%以上～3.0%未満	20	4.7%	
3.0%以上～3.5%未満	24	5.6%	18.0%
3.5%以上～4.0%未満	53	12.4%	
4.0%以上～4.5%未満	23	5.4%	11.7%
4.5%以上～5.0%未満	27	6.3%	
5.0%以上～5.5%未満	4	0.9%	63.1%
5.5%	266	62.1%	
	428	100.0%	

鹿児島県病院厚生年金基金の制度変更の5年後の2009年(平成21年)3月末時点の全国の総合型基金の加算部分の予定利率の分布です。

鹿児島県病院をまねて基金財政改革に取り組む基金が増えつつある状況でしたが、それでも428ある総合型基金のうち266(62.1%)が予定利率は5.5%のままで、予定利率が2.0%以上2.5%未満の基金の数はわずか10(2.3%)にとどまっていることがわかります。

予定利率の引き下げを行うと当面の掛金負担が増加するため、二の足を踏んだ基金が多かったのですが、この後リーマンショックに見舞われ、予定利率引き下げ対応済み基金と未対応基金で財政状況の明暗がはっきりと分かれることになりました。

(3) 代行返上して企業年金基金へ

2017年(平成29年)11月1日付で、代行部分を国に返上し、当基金は確定給付企業年金基金として再出発しました。

当基金は早期の財政改革のおかげで、代行返上後も剰余金(別途積立金)を確保していましたので、その一部を財源に、加入者仮想個人残高(加入時からの積立累計額)を一律1.25倍とするとともに、毎月の積立額も給与の0.4%から給与の1.4%に増やしました。

ただし、剰余金を使い切った訳ではなく、毎年の財政決算で義務付けられている「財政検証」の項目のひとつである「非継続基準」(現時点で基金が解散した場合、加入者・受給者に給付する資産があるか)で必要な資産額を「最低積立基準額」と言いますが、これを計算する際に用いる予定利率(30年国債利回り)が仮に0.0%まで低下しても、同基準をクリアできるだけの額は残してあります。

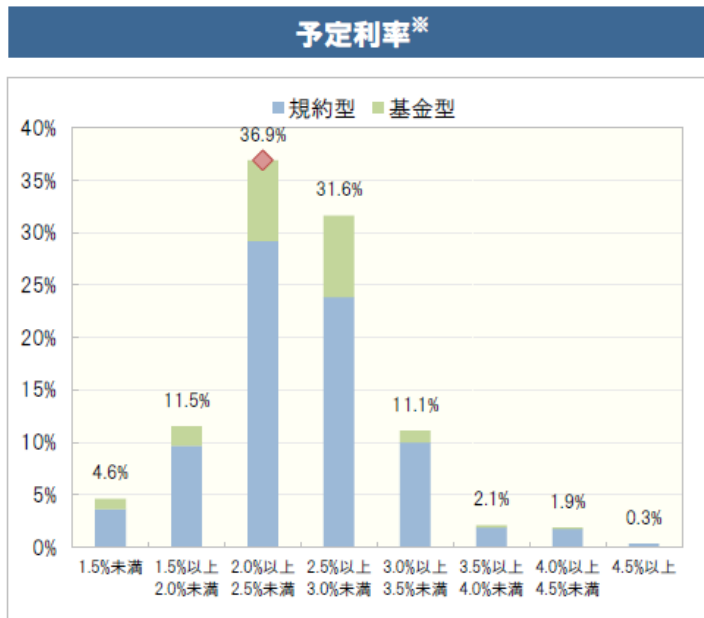
当基金は、予定利率の引下げに耐えられる財政基盤を確保していると言い換えることができます。

(4) 最近の予定利率の分布

2022年3月期財政決算時点で、確定給付企業年金基金の予定利率の平均値(2.16%)が、ようやく当基金(2.0%)に追いついてきた感があります。2004年の厚生年金基金財政改革時点から数えると、当基金は実に18年先行していたことになります。

(図表6) 予定利率の分布

(2021年3月～2022年2月に決算期が到来した三菱UFJ信託銀行総幹事先)



※ 同一制度で予定利率が複数ある場合は最も低い率。

全体平均	基金型	規約型	お客様
2.25%	2.16%	2.27%	2.00%

- **資格喪失年齢引上げは時代の要請に応えるものですが、これに合わせ予定利率の引下げを行うことで、より安定的な財政運営に向けて他基金に対するアドバンテージを再び取り戻し、トップランナーとしての地位を確固たるものとする可以考虑。**

予定利率の引き下げ可能幅、コスト、基金財政運営に与える影響等についてご案内します。

(1) 下限予定利率(予定利率はどこまで下げられるか)

将来の給付の財源は「掛金」と「運用収益」の2つしかありませんから、予定利率が低いほど将来の運用収益が見込めなくなるため、掛金が大きくなります。一方で財政運営の観点からは、予定利率が低いほど安定性が増すことになります。

年金制度において設定する予定利率は「掛金の過大な損金算入を防ぐ」等の観点から、法令によって下限が定められており、当該下限を下回るような予定利率を設定することはできません。この下限の利率を「下限予定利率」と呼び、毎年、厚生労働大臣が決定します。

下限予定利率は、直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均と、直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い率をもとに厚生労働大臣が決定します。(図表7)のとおり、現在の下限予定利率は0.0%です。

(図表7) 下限予定利率の推移

	下限予定利率
2018年度	0.0%
2019年度	0.0%
2020年度	-0.1%
2021年度	0.0%
2022年度	0.0%

(図表8) 再評価率・指標利率の推移

	再評価率・指標利率
2018年度	0.0%
2019年度	0.0%
2020年度	0.0%
2021年度	0.0%
2022年度	0.0%

当基金のキャッシュバランス制度で使用する付利利率である再評価率(積立期間中)・指標利率(受給期間中)の決定方式は、0.0%~4.0%という条件が付きますが、下限予定利率と同じです。(図表8)のとおり、現在の再評価率・指標利率は0.0%です。

しかしながら、当基金の毎年の財政決算では、再評価率・指標利率は予定利率と同じ2.0%で計算されます。実際の付利利率は現在0.0%ですから、差額は、「付利なくて済んだ」ということで「差益」として計上されています。

当基金の予定利率を現行の2.0%から下限予定利率0.0%まで引き下げ、計算上の再評価率・指標利率も0.0%とすれば、**基金の予定利率(0.0%)=計算上の再評価率・指標利率(0.0%)=実際の付利利率(0.0%)**となり、非常にシンプルな形となります。

年金数理人からは以下のコメントをいただいております。

- ① 予定利率の引き下げは、足元の市況悪化に伴う措置として今後の保守的な財政運営に繋がるものである。予定利率を0.0%に設定することについては、計算基準日の下限予定利率(0.0%)と期待収益率(コスト控除後)2.1%の範囲内にあり妥当である。
- ② 規約上の再評価率・指標利率は10年国債利回りの直近1年平均と5年平均のいずれか低い率と定められており、過去の5年間の実績は0.0%である。計算上は現行2.0%と設定しているが、これを0.0%に設定することも妥当なものである。

(2) 数理計算結果

数理債務(将来発生すると見込まれる給付額の割引現在価値である給付現価から、将来見込まれる収入(標準掛金)の割引現在価値である標準掛金収入現価を控除した年金財政上の債務)が現在の4,620百万円から509百万円増加し、5,129百万円となりますが、現在3,133百万円ある別途積立金を313百万円取崩すことで、掛金を変更することなく制度変更が可能です。変更後の別途積立金は2,820百万円となります。

制度変更後は、毎年の実際の運用実績(時価ベース利回り)がプラスであれば、それがそのまま利差益として基金の財政決算に反映されるシンプルな形となります。

将来、金利(10年国債利回り)が上昇し、下限予定利率が引き上がる場合、当基金の予定利率も引き上げが必要ですが、同時に再評価率・指標利率も同じ幅で引き上がるので、DB部分の数理債務は、予定利率引き上げによる**減少**=再評価率・指標利率の引き上げによる**増加**で相殺され変わりません。現時点で予定利率と計算上の再評価率・指標利率を下限予定利率に揃えておくことで、将来の予定利率の変動による年金財政への影響を中立化させることができ、年金財政上の大きな心配ごとから解放されることになります。

1. 変更内容

制度変更予定日:2023年2月1日

- ・予定利率を「2.0%」から「0.0%」に変更する。
- ・加入者の再評価率及び指標利率の計算上の見込みを0%に引き下げる。
- ・加入者の資格喪失年齢並びに老齢給付金の支給開始年齢を「65歳」から「70歳」に引き上げる。

2. 計算結果

計算基準日:2022年3月31日

■ 計算の内容

別途積立金の一部(312,765千円)を取り崩し、現行の特別掛金率の水準を維持した結果です。なお、リスク対応掛金は拠出しませんとしています。

■ 計算の結果

標準掛金	制度変更後	制度変更前
標準掛金	14‰	14‰
標準掛金額(年額)	479,864千円	479,864千円

特別掛金	制度変更後	制度変更前
特別掛金	1‰	1‰
予定償却期間	24年9ヶ月	24年9ヶ月
特別掛金額(年額)	34,276千円	34,276千円

3-1. 貸借対照表

■ 制度変更後

(単位:千円)

借方 科目	金額	貸方 科目	金額
数理上資産額	7,071,575	責任準備金	4,251,651
		別途積立金	2,819,924
合計	7,071,575	合計	7,071,575

・ 数理債務 5,128,545

■ 制度変更前

(単位:千円)

借方 科目	金額	貸方 科目	金額
数理上資産額	7,071,575	責任準備金	3,938,886
繰越不足金	0	別途積立金	3,132,689
合計	7,071,575	合計	7,071,575

・ 数理債務 4,620,159

財政方式	加入年齢方式	
予 定 利 率 (%)	0.0%	(2.0%)
基準死亡率に乗じた率		
加入者	1.000	(1.000)
受給者及び待期者	0.720	(0.720)
障害給付金受給者	—	(—)
計算上の平均脱退率 (%)	10.8%	(11.0%)
最 終 年 齢 (歳)	70歳	(65歳)
昇給指数		
(ア)平均上昇率(%)	0.8%	(0.8%)
(イ)ベア率(%)	—	(—)
仮想個人勘定残高に係る再評価率 (加入者期間中)の予測値(%)	0.0%	(2.0%)
仮想個人勘定残高に係る再評価率 (繰下げ期間中)の予測値(%)	—	(—)
年金換算率の基礎となる指標利率 の予測値(%)	0.0%	(2.0%)
計算上の新規加入者		
(ア)加入者数(人)	—	(—)
(イ)加入年齢(歳)	35歳	(35歳)
(ウ)給与額(円)	—	(—)
(エ)平均加入期間(年)	—	(—)
計算基準日における加入者		
(ア)加入者数(人)	10,592人	(10,592人)
(イ)平均年齢(歳)	42.1歳	(42.1歳)
(ウ)平均給与額(円)	269,669円	(269,669円)
積立金の額の評価方法		
(ア)積立金の額の評価方法	時価方式	
(イ)平滑化期間(年)	—	
一時金選択率	100%	(100%)

議案第2号 他制度掛金相当額の新設に伴う規約変更について

前交代議員会でご報告しました、「他制度掛金相当額」については、令和6年12月1日までに規約に追加することとされています。

議案第1号の規約変更に合わせて、下記のとおり他制度掛金相当額に関する規定を追加するものです。

(確定給付企業年金の掛金相当額)

第71条の2 加入者に係る確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)第11条第2号に規定する他制度掛金相当額は、月額4,000円とする。

1. 他制度掛金相当額の水準と拠出限度額の関係について

・ 企業型DCの拠出限度額

2024年12月1日以降、確定給付企業年金(以下、DB)を実施している場合の企業型DCの拠出限度額が、現行の「一律月額2.75万円」から「月額5.5万円ー他制度掛金相当額」に変更されます。つまり、他制度掛金相当額が2.75万円を上回る場合は、企業型DCの拠出限度額が減少することになります。

ただし、他制度掛金相当額が2.75万円を上回る場合であっても、企業型DCの拠出限度額を月額2.75万円とする経過措置が設けられております。この経過措置は企業型DCの事業主掛金の見直しやDBの給付設計の変更を行う際に終了することに留意が必要です。

・ 個人型DC(iDeCo)の拠出限度額

個人型DCの拠出限度額も2024年12月1日以降、以下の通り変更され、個人型DCの拠出限度額が減少する場合があることに加えて、企業型DCのような経過措置はありませんのでご注意ください。

<変更前>

DBと企業型DCを実施している場合：月額2.75万円ー企業型DCの事業主掛金額[上限月額1.2万円]

DBのみを実施している場合：一律月額1.2万円

<変更後>「月額5.5万円ー(企業型DCの事業主掛金額+他制度掛金相当額)」[上限月額2万円]

2. 計算の前提

①	算定の基礎とした 財政計算の計算基準日	2022年3月31日
②	算定の基礎とした 財政計算の変更日	2023年2月1日
③	計算基礎率 計算データ	2022年10月20日付「数理計算結果のご報告」の計算基礎率および計算データと同じものを使用しております。

3. 他制度掛金相当額(簡易的な算定方法)の計算結果

給付区分名	変更後	現行
—	4,000 円	—
ご参考：数理上標準掛金 平均給与額	13.40 ‰ 269,669 円	—

※：複数の給付区分に属する加入者様の他制度掛金相当額は、各給付区分の他制度掛金相当額の合計額となります。

鹿児島県病院企業年金基金規約 新旧対照条文

新	旧
<p>(加入者)</p> <p>第39条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)のうち、<u>70歳</u>未満の者とする。ただし、次条の規定により加入者の資格を取得する日から<u>70歳</u>に達する日まで加入者であったとしても第42条に規定する加入者期間が3年に満たない者は加入者としな</p> <p>(資格喪失の時期)</p> <p>第41条 加入者は、次の各号のいずれかの日の翌日(第4号及び第5号にあっては、これらの号に規定する日)に、加入者の資格を喪失する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>70歳</u>に達した日</p> <p>(支給要件及び支給の方法)</p> <p>第57条 加入者期間が10年以上である加入者又は加入者であった者が、<u>70歳</u>(60歳に達したときに加入者でない者)にあっては、60歳)に達したときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給の繰下げ)</p> <p>第59条 老齢給付金の受給権者であって、老齢給付金の支給を請求していない者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に規定する日まで当該老齢給付金の支給を繰り下げを申し出ることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する者以外の者</p> <p><u>70歳</u>に達する日</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(加入者)</p> <p>第39条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)のうち、<u>65歳</u>未満の者とする。ただし、次条の規定により加入者の資格を取得する日から<u>65歳</u>に達する日まで加入者であったとしても第42条に規定する加入者期間が3年に満たない者は加入者としな</p> <p>(資格喪失の時期)</p> <p>第41条 加入者は、次の各号のいずれかの日の翌日(第4号及び第5号にあっては、これらの号に規定する日)に、加入者の資格を喪失する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>65歳</u>に達した日</p> <p>(支給要件及び支給の方法)</p> <p>第57条 加入者期間が10年以上である加入者又は加入者であった者が、<u>65歳</u>(60歳に達したときに加入者でない者)にあっては、60歳)に達したときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給の繰下げ)</p> <p>第59条 老齢給付金の受給権者であって、老齢給付金の支給を請求していない者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に規定する日まで当該老齢給付金の支給を繰り下げを申し出ることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する者以外の者</p> <p><u>65歳</u>に達する日</p> <p>2・3 (略)</p>

鹿児島県病院企業年金基金規約 新旧対照条文

新	旧
<p>(支給要件及び支給の方法)</p> <p>第62条 加入者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者に脱退一時金を一時金として支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>70歳</u>未満、かつ、加入者期間が10年以上で、第57条第2項に該当することなく加入者の資格を喪失したとき。</p> <p>(支給の繰下げ)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 第62条第2号に係る脱退一時金の受給権者(第41条第3号に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。)は、<u>70歳</u>(60歳に達する前に加入者の資格を喪失した者にあつては、60歳)に達するまで当該脱退一時金の支給を繰り下げを申し出ることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(確定給付企業年金の掛金相当額)</p> <p><u>第71条の2 加入者に係る確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)第11条第2号に規定する他制度掛金相当額は、月額4,000円とする。</u></p> <p>(非継続基準の財政検証)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者(加入者及び第62条第2号に係る脱退一時金の全部の支給を受けた者を除く。)</p> <p>その者が<u>70歳</u>(60歳に達する前に加入者の資格を喪失した者にあつては、60歳)に達したときに年金として支給される老齢給付金</p>	<p>(支給要件及び支給の方法)</p> <p>第62条 加入者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者に脱退一時金を一時金として支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>65歳</u>未満、かつ、加入者期間が10年以上で、第57条第2項に該当することなく加入者の資格を喪失したとき。</p> <p>(支給の繰下げ)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 第62条第2号に係る脱退一時金の受給権者(第41条第3号に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。)は、<u>65歳</u>(60歳に達する前に加入者の資格を喪失した者にあつては、60歳)に達するまで当該脱退一時金の支給を繰り下げを申し出ることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(非継続基準の財政検証)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者(加入者及び第62条第2号に係る脱退一時金の全部の支給を受けた者を除く。)</p> <p>その者が<u>65歳</u>(60歳に達する前に加入者の資格を喪失した者にあつては、60歳)に達したときに年金として支給される老齢給付金</p>

鹿児島県病院企業年金基金規約 新旧対照条文

新				旧			
(5)・(6) (略)				(5)・(6) (略)			
5・6 (略)				5・6 (略)			
別表第3				別表第3			
残余償却年数別年金現価率 (利率0.0%)				残余償却年数別年金現価率 (利率2.0%)			
残余償却年数	率	残余償却年数	率	残余償却年数	率	残余償却年数	率
0年	0.00000	16年	16.00000	0年	0.00000	16年	13.71349
1	1.00000	17	17.00000	1	0.99020	17	14.43479
2	2.00000	18	18.00000	2	1.96098	18	15.14195
3	3.00000	19	19.00000	3	2.91272	19	15.83525
4	4.00000	20	20.00000	4	3.84581	20	16.51495
5	5.00000	21	21.00000	5	4.76059	21	17.18132
6	6.00000	22	22.00000	6	5.65745	22	17.83463
7	7.00000	23	23.00000	7	6.53671	23	18.47513
8	8.00000	24	24.00000	8	7.39874	24	19.10306
9	9.00000	25	25.00000	9	8.24386	25	19.71869
10	10.00000	26	26.00000	10	9.07241	26	20.32225
11	11.00000	27	27.00000	11	9.88472	27	20.91397
12	12.00000	28	28.00000	12	10.68109	28	21.49409
13	13.00000	29	29.00000	13	11.46186	29	22.06283
14	14.00000	30	30.00000	14	12.22731	30	22.62042
15	15.00000			15	12.97776		
<p>(注) 残余償却年数に1年未満の端数が生じたときの率は、次式による。 A年B月の率=A年の率+[($A+1$)年の率-A年の率]$\times B \div 12$(小数点以下第6位四捨五入)</p>				<p>(注) 残余償却年数に1年未満の端数が生じたときの率は、次式による。 A年B月の率=A年の率+[($A+1$)年の率-A年の率]$\times B \div 12$(小数点以下第6位四捨五入)</p>			
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規約は、令和5年2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第71条の2の規定については、令和6年12月1日から施行する。</p> <p>(給付に関する経過措置)</p> <p>第2条 施行日の前日において受給権を有する者に係る給付(その者の遺族に係る給付を含む。)の内容については、なお従前の例による。</p>							

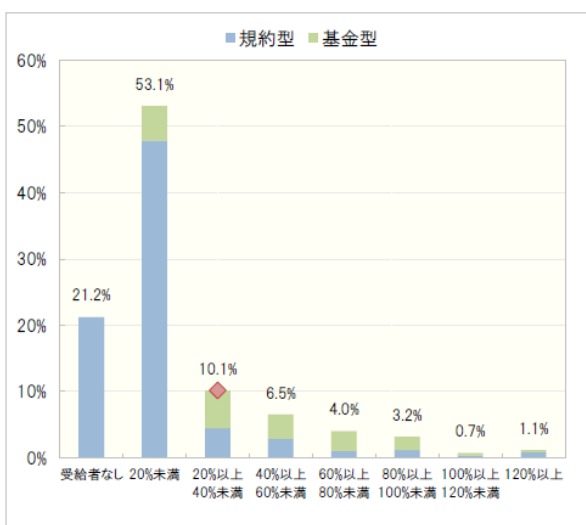
議案第3号 年金資産の運用に関する基本方針他の一部変更について

当基金では、年金資産の運用にあたり、「年金資産の運用に関する基本方針」を定めていますが、第2条(運用目標)で、目標とする収益率を当基金の予定利率とし、これを長期的に上回るものとしています。

本議案は、議案第1号に対する対価条項で、議案第1号が承認された場合にご審議いただくこととなります。予定利率が0.0%となったとき、運用目標をどうするかという問題です。

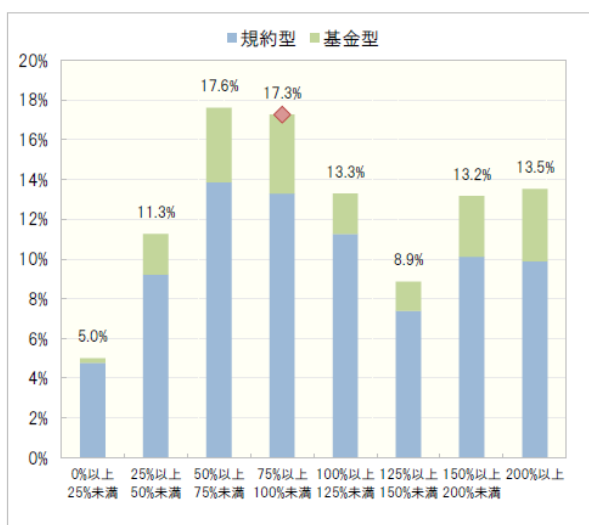
(1) 当基金の現在位置 (2021年3月～2022年2月に決算期が到来した三菱UFJ信託総幹事先)

人数ベースの成熟度(受給者数/加入者数)



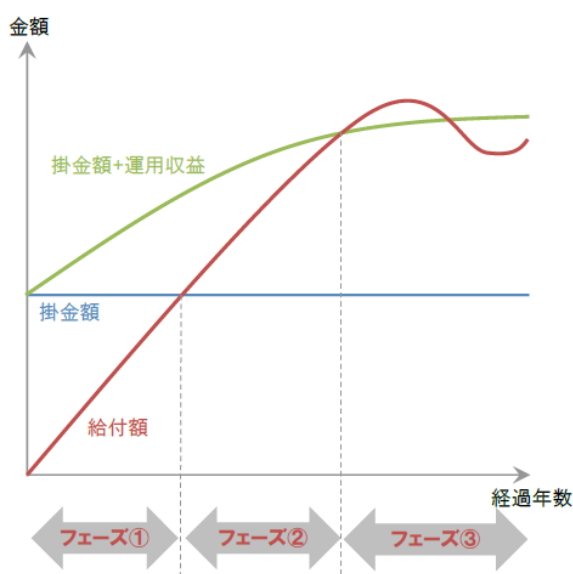
全体平均	基金型	規約型	お客様
17.9%	42.5%	11.6%	22.6%

キャッシュフローベースの成熟度(給付額/掛金額)



全体平均	基金型	規約型	お客様
130.6%	142.8%	127.5%	79.6%

年金制度におけるキャッシュフローの推移イメージ



資産運用への影響

フェーズ	資産運用への影響
①	【掛金額 > 給付額】 ⇒ 成熟度「低」 ・ 給付は掛金のみで賄うことができ、年金資産を取り崩す必要がない。 ・ 流動性に配慮しすぎる必要はなく、ハイリスク資産や低流動性資産への投資も可能な段階。
②	【掛金額 + 運用収益 > 給付額】 ⇒ 成熟度「中」 ・ 掛金全額を充当しても給付を賄えないため、運用収益の一部を充てる必要がある。 ・ 安定した運用収益を確保できるような投資を行うべき段階。
③	【掛金額 + 運用収益 < 給付額】 ⇒ 成熟度「高」 ・ 年金資産の一部を取り崩して給付を賄わなければならない。 ・ ハイリスク資産や低流動性資産への投資は控えるべき段階。

当基金では掛金額が給付額を上回っており、加入者数に比べ受給者数も2割程度と、基金としての成熟度が低い位置にあります。年金制度におけるキャッシュフローの推移イメージの図における

フェーズ①にあたります。フェーズ①では、給付は掛金のみで賄うことができ、年金資産を取り崩す必要がないため、ハイリスク資産や低流動性資産への投資も可能な段階とされています。

(2) 運用目標の考え方

当基金の目標とする収益率は、「将来にわたって健全な年金制度運営を維持するために必要な収益率」と定義しており、具体的には当基金の予定利率（現行2.0%）を目標値としています。

予定利率が0.0%となっても、定義からすれば最低必要な収益率が確保できるため目標収益率は0.0%でも矛盾しませんが、成熟度が低くフェーズ①に位置する当基金では、収益の積み上げを無理のない範囲で行うことが許容されると考えます。

以上から、当基金の運用目標については、現行の2.0%を据え置くこととし、「年金資産の運用に関する基本方針」を下記のとおり変更するものです。

年金資産の運用に関する基本方針 新旧対照条文

新	旧
<p>(運用目標)</p> <p>第2条 目標とする収益率は、将来にわたって健全な年金制度運営を維持するために必要な収益率とするが、<u>当基金の成熟度等を勘案し、具体的には2.0%を当面の目標収益率とし、これを長期的に上回るものとする。</u></p> <p>また、各運用受託機関においては、個別ファンド、あるいは運用資産ごとに市場収益率（以下「ベンチマーク」という。）を長期的に上回ることを運用目標とする。</p> <p>(運用受託機関の選任および評価)</p> <p>第8条（略）</p> <p>○ 定量的評価</p> <p>定量評価は、時価による運用収益率とリスクを基準とし、一般的に適正と認められる方法で行う。（以下、略）</p> <p>①～② 略</p> <p>③ 資産全体の評価</p> <p>・資産全体の時価による収益率と複合ベンチマーク等を比較する等により行うのが一般的だが、当基金では運用受託機関ごとに役割を分担させているため、本項目により各運用受託機関の評価を行うことはない。</p> <p>・基金資産全体の評価は、<u>第2条に定める基金の目標収益率との比較</u>をもって行う。</p> <p>（以下、略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この基本方針は、令和5年2月1日から施行する。</u></p>	<p>(運用目標)</p> <p>第2条 目標とする収益率は、将来にわたって健全な年金制度運営を維持するために必要な収益率、<u>具体的には当基金の予定利率とし、これを長期的に上回るものとする。</u></p> <p>また、各運用受託機関においては、個別ファンド、あるいは運用資産ごとに市場収益率（以下「ベンチマーク」という。）を長期的に上回ることを運用目標とする。</p> <p>(運用受託機関の選任および評価)</p> <p>第8条（略）</p> <p>○ 定量的評価</p> <p>定量評価は、時価による運用収益率とリスクを基準とし、一般的に適正と認められる方法で行う。（以下、略）</p> <p>①～② 略</p> <p>③ 資産全体の評価</p> <p>・資産全体の時価による収益率と複合ベンチマーク等を比較する等により行うのが一般的だが、当基金では運用受託機関ごとに役割を分担させているため、本項目により各運用受託機関の評価を行うことはない。</p> <p>・基金資産全体の評価は、<u>基金の予定利率との比較</u>をもって行う。</p> <p>（以下、略）</p>

これに伴い、運用執行理事手当の算出方法にも影響が及ぶため、「給与規程」を下記のとおり変更いたします。

給与規程 新旧対照条文

新	旧
<p>(運用執行理事手当)</p> <p>第16条 運用執行理事に対し、毎年4月1日から翌年3月31日の事業年度における、年金経理の資産運用実績(時間加重収益率)が<u>年金資産の運用に関する基本方針第2条に定める目標収益率を上回った額の1%の額を</u>、決算代議員会承認後、運用執行理事手当として支給する。ただし、支払額は200万円を上限とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年2月1日から施行する。</u></p>	<p>(運用執行理事手当)</p> <p>第16条 運用執行理事に対し、毎年4月1日から翌年3月31日の事業年度における、年金経理の資産運用実績(時間加重収益率)が<u>予定利率を上回った額の1%の額を</u>、決算代議員会承認後、運用執行理事手当として支給する。ただし、支払額は200万円を上限とする。</p>

以上